名古屋市電子調達システムアカウント運用基準

（目的）

第１条　この基準は、名古屋市電子調達システム（以下「本システム」という。）における事業者のアカウント管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）ユーザーアカウント

本システムを利用するために個人単位で作成される認証情報をいう。

（２）事業者ユーザーアカウント

名古屋市競争入札参加有資格者名簿に登録されている事業者情報と連携されたユーザーアカウントをいう。

（３）ＧビズＩＤ

デジタル庁が提供する共通認証システム「ＧビズＩＤ」サービスをいう。

（４）ＧビズＩＤアカウント

ＧビズＩＤにおいて利用者に提供されるアカウント（ＧビズＩＤ利用規約に定めるＧビズＩＤエントリーを除く。）をいう。

（５）操作権限

本システムにおいて実行できる操作の範囲をいう。

（６）システム管理者

名古屋市財政局契約部契約監理課長の職にある者をいう。

（ユーザーアカウントの登録）

第３条　事業者は、本システムの利用にあたり、ユーザーアカウントを登録することができる。

２　ユーザーアカウントの登録は、次のいずれかの方法によるものとする。

（１）ＧビズＩＤ方式

ＧビズＩＤアカウントのＩＤをログインＩＤとして登録する方法

（２）メールアドレス方式

メールアドレスをログインＩＤとして登録する方法

（管理者アカウントへの移行）

第４条　ユーザーアカウントを登録した者は、競争入札参加資格審査申請を行うことができる。

２　前項の申請により名古屋市競争入札参加有資格名簿に登録された時点で、申請を行ったユーザーアカウントは事業者情報と連携され、第７条に定める管理者の権限（以下「管理者権限」という。）を付与された事業者ユーザーアカウント（以下「管理者アカウント」という。）となる。

（管理者アカウントの追加登録及び管理）

第５条　事業者は、複数の管理者アカウントを設けることができる。

２　管理者アカウントの追加は、前条に定める管理者アカウントを利用する者又は本条において追加登録された管理者アカウントを利用する者（以下「管理者」という。）が新たに事業者ユーザーアカウントを登録し、登録した事業者ユーザーアカウントに管理者権限を付与することにより行うものとする。

３　前項にかかわらず、本システムを利用することができるＧビズＩＤアカウントを用いて登録されたＧビズＩＤ方式ユーザーアカウントは、事業者情報の連携と同時に管理者アカウントとなる。

４　事業者は、管理者不在のリスクを回避するため、原則として複数の管理者を設定するものとし、少なくとも競争入札参加有資格者１者につき、１者以上の管理者を保持しなければならない。

（事業者ユーザーアカウントの区分）

第６条　事業者ユーザーアカウントは、その権限により管理者アカウントと一般アカウントに区分する。

（管理者の権限）

第７条　管理者アカウントは、次の各号に定める機能を有するものとする。

（１）事業者ユーザーアカウントの登録、変更及び削除

（２）事業者ユーザーアカウントへの操作権限の設定、変更及び解除

（３）事業者ユーザーアカウントへの管理者権限の設定、変更及び解除

２　前項第２号に定める操作権限の区分は、次のとおりとする。

（１）競争入札参加資格申請権限

競争入札参加資格の更新、変更、追加又は取消の申請を行うことができる。

（２）電子調達権限

電子入札及び電子見積を行うことができる。

（一般アカウント）

第８条　一般アカウントは、前条第一項により設定された権限の範囲内において、本システムの操作を行うことができる。

２　一般アカウントは、他の事業者ユーザーアカウントの管理に関する操作を行うことができない。

（事業者情報との連携）

第９条　事業者情報は、複数のユーザーアカウントと連携させることができる。

（ＧビズＩＤ方式の連携）

第10条　競争入札参加資格を有する事業者のＧビズＩＤ方式ユーザーアカウントには、自動的に事業者情報が連携される。ただし、当該事業者が競争入札参加有資格名簿に登録された時点で本システムに登録されていたユーザーアカウントについては、競争入札参加資格審査申請を行ったユーザーアカウントを除き、この限りでない。

（メールアドレス方式の連携）

第11条　メールアドレス方式により登録されたユーザーアカウントには、当該ユーザーアカウントで競争入札参加資格審査申請を行った場合又は管理者が事業者ユーザーアカウントを登録した場合を除き、事業者情報は連携されない。

（事業者ユーザーアカウントの管理）

第12条　事業者ユーザーアカウントの誤作成、誤った事業者情報の連携その他アカウント運用上の不備があった場合は、当該事業者の管理者により是正するものとする。

２　前項による是正が困難な場合又はシステム上の制約により対応できない場合は、システム管理者へ報告するものとする。

３　退職、異動その他の理由により不要となった事業者ユーザーアカウントは、速やかに削除又は権限変更を行うものとする。

（パスワードの管理）

第13条　メールアドレス方式により登録されたユーザーアカウントの認証には、ＩＤ及びパスワードを用いるものとし、ＩＤにはメールアドレスを使用する。

２　メールアドレス方式により登録されたユーザーアカウントの各利用者は、

自己のパスワードを厳重に管理しなければならない。
３　パスワードは、第三者への開示、貸与及び共有を行ってはならない。

（セキュリティ対策）
第14条　メールアドレス方式により登録されたユーザーアカウントについては、十分な強度のパスワードを設定しなければならない。

（アクセスログの管理）
第15条　システム管理者は、本システムの利用に関するログ（以下「アクセスログ」という。）を取得及び保存するものとする。
２　事業者は、自らの事業者ユーザーアカウントにおいて不正若しくは異常な操作が認められる場合又はその疑いがある場合は、速やかにシステム管理者へ報告するものとする。
３　システム管理者は、前項の報告を受けた場合又は必要と認める場合には、調査を実施し、必要な措置を講じるものとする。

附則
１　この運用基準は、令和8年9月24日から施行する。
２　令和8年9月24日時点で競争入札参加資格を有する事業者については、第４条第２項に関わらず、旧システムの「連絡先情報」に登録されたメールアドレスを管理者アカウントのログインＩＤとする。